

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年6月15日現在

機関番号：12611
研究種目：挑戦的萌芽研究
研究期間：2010～2011
課題番号：22652015
研究課題名（和文）
ドイツ・ナチズムの文化政策研究
研究課題名（英文）
A Study on the Cultural Policy of German Nationalism
研究代表者 穴山 朝子（ANAYAMA ASAKO）
お茶の水女子大学・教務チーム・アカデミック・アシスタント
研究者番号：20303000

研究成果の概要（和文）：本研究では1933年から1945年までドイツのナチ政権の「文化政策」の実態を解き明かすため、現存する史料の収集と分析により
(1) 当時の文化領域を管轄していた「国民啓蒙宣伝省」の下部組織「帝国文化院」の法令と制度を具体的に分析し、また
(2) ドイツ国内で活動が続いていた芸術家や知識人の活動と国民の文化生活、
の実態にまで迫るものである。最終的にはドイツの芸術家と知識人層がナチ政権の存続に寄与した事実と、彼らが独裁政権に関与していく過程を明らかにした。

研究成果の概要（英文）：This study, based on the unpublished historical documents, focuses on the following issues of the cultural policy of Nationalism in Germany from 1933 to 1945.
(1) The structure of Reich Chamber of Culture (Reichskulturkammer), an institution of German professional artists, which are created by the Reich Propaganda Minister, Joseph Goebbels' initiative in 1933.
(2) The activities of German artists and the cultural life of the public under the Nazi Regime.
Finally, this study clarifies the process of the contribution of German artists and intellectuals to the Nazi Dictatorship.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	500,000	0	500,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
総計	1,000,000	150,000	1,150,000

研究分野：人文学
科研費の分科・細目：芸術学 芸術史 芸術一般
キーワード：ナチズム 文化政策 芸術家 知識人 帝国文化院 ドイツ 芸術政策 プロパガンダ

1. 研究開始当初の背景
ドイツで1933年から45年までつづいた「国民社会主義ドイツ労働者党」による独裁体制、すなわち「ナチズム」の文化政策とい

うテーマに関して、歴史研究では、大衆動員の手段としての政策の有効性や政府のプロパガンダの役割がこれまで注目されてきた一方、ドイツ特有の知識人階層である「教養市民層」と独裁政権との関連性を問う脈絡においても、常に論点となってきた。

にもかかわらず、具体的な当時の文化政策、法令、制度や芸術家と知識人の実態についてはそれほど研究されておらず、また国民がナチ文化政策をいかに受容し、どのような点に魅了されたのかという問題については、いまだに未解明の部分も多く残されたままである。

一方、芸術諸学において多くの芸術家とその作品を弾圧したナチズム期は、戦後長い間「創作上不毛の時代」と位置づけられ、等閑視された部分であった。ジャーナリズムや一般の人々の関心は従来から高かったものの、彼らの興味は主に作品分析や芸術家個人のナチ時代の言動にとどまっている。

上記のような状況は、戦後年月を経て、生存者や遺族の情報公開が進み、21世紀に入った現在においては、ナチズムの文化政策への関心は急速に高まりつつある。しかし、個別研究が蓄積され、公刊されるにつれ、複数の学問領域による研究手法の相違や複雑性が生じて、かえってナチ時代の芸術文化領域の全貌を把握することが困難になっているのが現状である。

また、ドイツの国内外を問わず、戦後社会ではナチズムに加担した著名芸術家や知識人を倫理的に断罪する傾向が強く、このような社会風潮が一連の研究に少なからず影響を与えてきた点は否めない。

上記の点を踏まえて、あらゆる芸術文化領域にまたがるナチズム支配の影響力や、ナチ政権下のドイツにおける芸術家の実態を把握するためには、一次史料の精査に基づく公文書調査、芸術家、知識人の言説分析、当時を知る生存者への聞き取りといった歴史学的手法を用いた文化政策や制度、組織形態の解明と、政権を支持していく芸術家たちの心性と行動にまで迫る体系的な実証研究こそが不可欠であり、また関連する多くの領域にも貢献できると考えられる。このような着想により、本研究を開始することとなった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、以下の2点に集約される

- (1) 1933年から1945年までのナチ政権において、文化・芸術領域（音楽、美術、文学、演劇、マスメディア）を管轄する組織の実態と具体的政策、担当幹部の出自やナチ党との関連性を精査することにより、芸術家を統制するナチ文化行政を体系的に把握し、全体像を提示すること。

(2) ナチ時代の文化政策、芸術政策に関与した芸術家や学者の私文書、個人書簡、その草稿や同時代雑誌の分析により、独裁体制に対する彼らの心性の変化やその特性および芸術家層の言動の特徴を抽出し、彼らのナチズムへの共感あるいは反感を明らかにすること、である。

上記2点の解明により、ユダヤ人排除およびジェノサイド（大量虐殺）へ向かっていくナチ体制に対し、知識人や芸術家の同意と支持等の実態を明らかにできるとともに、独裁国家による芸術文化の振興と保護、弾圧といった政策に、現代の文化政策に警鐘を鳴らすなんらかの要素や、現代の文化政策に共通する問題を見出すことをも目的とする。

3. 研究の方法

本研究ではドイツ連邦共和国に残されていた1920年代から40年代にかけての文書記録や行政文書、また個人書簡、雑誌記事などの膨大な記録史料を収集し、精査、分析するという文献史学の方法を採用した。

また、ドイツにおける現地調査にてナチ時代を知る高齢者への聞き取り調査の結果を部分的に取り入れている。

本研究で調査対象となった文書群は、主に以下の(1)と(2)の2系列に分けられる。

- (1) まず重要な史料としては、第二次世界大戦の連合国から戦後に返還され、現在はベルリンのドイツ連邦文書（Bundesarchiv）が所蔵する「連合国返還文書」とよばれるものがある。このうち、本研究で分析に用いたのは、ナチ文化政策および文化領域に関わる史料、すなわち文化・芸術を統括していた国民啓蒙宣伝省

（Reichsministerium für Volksaufklärung und Propaganda）やその下部組織としての帝国文化院（Reichskulturkammer）、帝国文化院の下での7つの院のほか、学問教育及び民族教育省（文部省）やナチ党の関連部署の行政文書、会議録、陳情書、法令草案などがあげられる。

さらに連邦文書館に所蔵されている旧「ベルリンドキュメントセンター」の個人ファイルにも、ナチ党員に関する情報が含まれており、そのなかではとくに芸術文化部門に関する党員の個人ファイルを調査した。

- (2) 上記の公文書群は、あくまでナチ政府の意図を反映する史料であり、史料学的にみると、一般公衆や国民の実態を必ずしも反映しているわけではないという欠点がある。したがって、(1)のこうした史料的限界を補う形で、一地方に存在したある芸術系出版社「グスタフ・ボッセ出版社（Gustav Bosse

Verlag)」の残した文書群にここで注目した。

この文書はレーゲンスブルクで1912年から第二次世界大戦末期まで活動していた美学、音楽出版社の経営活動において発生した記録史料であり、芸術家や知識人が一出版社との間でやり取りした私的な書簡やメモを含んでいる。その人脈のなかんは、ナチ文化政策に直接携わっていた政府関係の芸術家たちも含まれており、彼らの文化政策に対する議論や思想的背景を照らし出すものである。

本研究では、(1)と(2)の二つの文書群を照合させることによって、ナチ文化政策の決定過程や、伝統的な支配階層であった知識人や芸術家の文化政策をめぐる議論と意見対立、幹部たちの思想的背景などを明らかにした。

またこの(2)の「グスタフ・ボッセ出版社文書」に関しては、未整理状態のまま2001年に遺族から地元のレーゲンスブルク市文書館に寄贈され、最近ようやく閲覧が許可されたという経緯がある。したがって、膨大なこの文書群を研究目的に役立てることは、新史料の発見と学界への紹介という観点からも、非常に意義あるものである。

(3)上記の歴史学的手法で明らかになった点を裏付け、また補完するため、ナチ時代を知る高齢者数人に国民の文化的生活や、当時青少年層だった彼らが享受していた文化、芸術についての聞き取り調査を現地調査に手行った。これらの内容については発表論文や口頭発表の中で触れている。

4. 研究成果

本研究の成果として以下の知見を得た。

(1) ヴァイマル共和国時代の文化的状況

まず1919年から1932年までのヴァイマル期のドイツにおける文化状況は、これまで前衛主義や実験的で多様なヴァイマル文化の存在とそれへの反動勢力という二項対立によって、図式的に説明されてきた。しかし本研究では、芸術家集団や人々の日常活動という視点からヴァイマル時代をとらえなおし、さらに近代における「技能労働者」としての芸術家の役割と彼らの動向に主に取り上げた。

とくに、当時の著作権保護制度導入をめぐる作家たちの運動や知識人のあいだの議論により、芸術家集団の要求および職能身分としての組織化への動きが、やがて、ナチ政権下で設立される「帝国文化院」構想へと深くかわり、つながっていく過程を明らかにすることができた。

(2) ナチ政権下「帝国文化院」の特徴と役割

ヨーゼフ・ゲッベルスが統轄する「国民啓蒙宣伝省」の下部組織である「帝国文化院」は、1933年よりすべての「文化的職業身分」を包括する組織として設立された組織である。

この帝国文化院は、芸術を発信する「芸術家」ばかりでなく、職人やマネジメント業者などの仲介関連業者をも包括していたことが特徴として挙げられる。こうした点に、マスメディアの出現した1920年代という時代性や当時を生きる人々の直面していた文化的問題を見出すことができる。

また、本研究ではとくに文化院に関する法令、会員（構成員）、幹部の出自、各院の内部規定などの情報を出来る限り収集し、その成果をデータベース化する作業を行っており、この作業に関しては現在も継続中である。

さらに、本研究では帝国文化院の下部7つの領域のうち、音楽と著述出版・文学の領域に関して比較検討を行った。結果として各院が(1)で述べた同職者組織の水準を保ち、また芸術家としての自律性を維持することを志向していた点がまず指摘できる。

また各院の内規による独自基準により、選抜された院会員に対しては、ユダヤ人芸術家の排除や言論統制などとともに、失業対策や最低賃金規定などをはじめとした保護的な政策が院内部で実施されていたことが明らかとなった。このような帝国文化院の存在によって、ナチ文化政策は、芸術家や関連団体に支持され、彼らの同意を獲得していった可能性は否定できない。

(3) 職能集団としての芸術家

(2)で指摘したように、本研究は、芸術家を中心とする帝国文化院の存在に着目しつつ、本研究ではヨーロッパ近代に登場する「芸術家」という職能身分についても議論を喚起した。

中世の職人から派生した「芸術家」という存在は、ヴァイマル共和国においては、経済的にも不安定な身分だったことから、そもそも芸術家としての存在も確立していなかったものと考えられる。ただ不況期に、彼ら芸術家が組織化や集団化を目指し、そして利益要求運動を展開していく過程で、同時期に国民統制を目指したナチズムの文化政策に共鳴する部分を見出していった可能性がある。

逆にいえば、権力掌握前のナチ党は国民の同意獲得のため、芸術家集団のもつ公的な影響力を重視しており、とくに政権初期の段階では、各分野における職能集団の長年の要求に対応を迫られていたと考えられる。

またナチ政権下の文化芸術活動においては、ユダヤ人や外国人、共産主義者などが公的活動から排除されたことがよく知られてきたが、帝国文化院では人種的、政治的理由以外にも専門能力に満たない者、資格を持っていない者が排除対象となっていた。こうした帝国文化院の排除のシステムには選抜された「専門家」として、帝国文化院会員の資格を獲得した人々の特権意識や選良意識をみて取ることができる。そしてこのような選抜集団として「芸術の国」を掲げたナチス・ドイツの帝国文化院を支えた人々は、民族共同体建設を目指して異分子を排除するナチズムの人種主義とも、大きく重なる部分をもっていたことは否定できない。

以上の分析より、ナチズムの文化政策は、歴史学的にみれば、きわめて 20 世紀に顕著な要素と特徴性を持っていたともいえる。

(5) レーゲンスブルク市のグスタフ・ボッセ出版社文書 (Gustav Bosse Verlags-Akten, Regensburg) の公開と評価

本研究では、グスタフ・ボッセ出版社文書という未公開の史料群を新たに発掘し、遺族の許可を得て未整理状態のまま、データベース化に着手している。この作業には継続中であり、さらなる膨大な時間が必要とされるが、本研究に寄り、ボッセ文書の存在意義を日本国内外に公表できました、史料学的、歴史的な位置づけと評価を行ったことも成果の一つである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

- ① 穴山朝子「ナチ政権下の芸術家 ―帝国音楽院事業における〈政治〉と〈芸術〉―」お茶の水女子大学『お茶の水史学』(査読有)第 55 号(2012 年 3 月)93-128 頁。

〔学会発表〕(計 2 件)

- ① 穴山朝子「ナチズムとアートマネジメント ―歴史的な負の例から我々はいかなる教訓を得られるのか―」日本アートマネジメント学会第 13 回全国大会、2011 年 11 月 20 日、静岡県静岡文化芸術大学(予稿集 54-57 頁)
- ② 穴山朝子「ナチズムの誘惑 ヴァイマル共和国の音楽と政治 Verführung des

Nationalsozialismus. Musik und Politik in der Weimarer Republik」(招待講演)

「シンポジウム：プロパガンダと音楽

Symposion: Propaganda und Musik」東京大学プロジェクト『陶酔と技術 ドイツ語圏世紀転換期における文学・芸術の総合的研究』東京都東京大学教養学部 2010 年 10 月 9 日。

〔その他〕

ホームページ等

<http://kaken.nii.ac.jp/ja/p/22652015>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

穴山 朝子 (ANAYAMA ASAKO)

お茶の水女子大学・教務チーム・アカデミック・アシスタント

研究者番号：20303000

(2) 研究分担者

無し

(3) 連携研究者

無し